

東海第二発電所 「第 9 条 溢水による損傷の防止等」の説明方針  
(ヒアリング及び審査会合における説明について)

6 月 22 日の審査会合を踏まえた内部溢水影響評価に係る説明方針を以下に示します。

## 1. 溢水を各階層に滞留させることの見直し

原子炉建屋内で発生した溢水は、原子炉建屋最下層を最終滞留区画とするとともに、上層階にも滞留させることとしていましたが、以下の理由から、最下層のみに滞留させることで検討中です。

## 【見直し理由】

地震に起因する機器の破損等により生じる溢水について、耐震 B,C クラスのうち、溢水量が比較的多い原子炉冷却材浄化系の耐震補強を行って溢水量を抑制することにより、最下層の滞留水位を下げることとし、災害対策要員のアクセス性の向上を図ることができる見直しであること（詳細確認中）

また、溢水の影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水（想定破損による溢水）について、現状、現場の配管口径に関係なく保守的に大口径配管とみなして溢水量を想定していましたが、一部現場の配管口径をもとにした溢水量に見直します。

## 2. ヒアリング及び審査会合スケジュール

上記見直しによる溢水量算定結果及び溢水影響評価については、次回 7 月 21 日のヒアリングでご説明します。また、防潮堤設置ルート変更により、再評価が必要な部分は、防潮堤設置ルート確定後ご説明します。

本日は、それ以外の部分についてご説明します。なお、各階層に滞留させることとしていた部分に関する記述は見え消しとしています。

7 月 27 日の審査会合においては、防潮堤設置ルート変更に伴う再評価部分を除き、溢水を最下層のみに滞留させることで内部溢水影響評価全般をご説明予定です。

今後の具体的なスケジュールは以下の通りです。

○7 月 11 日（ヒアリング） （注）番号は別添資料 1 の章番号

1. 概要（1.2 を除く）
2. 溢水防護対象設備の選定
3. 溢水源の想定
4. 溢水防護区画及び溢水経路の設定
5. 建屋内の防護対象設備を防護するための設計方針
6. 想定破損評価に用いる各項目の算出及び影響評価（6.1～6.3, 6.5 を除く）
7. 消火水評価に用いる各項目の算出及び影響評価
9. 使用済燃料プールのスロッシングに伴う溢水影響評価

10. 海水ポンプエリアの溢水影響評価
11. タービン建屋における溢水影響評価
12. 防護対象設備が設置されているエリア外からの溢水影響評価（12.2 及び 12.4 を除く）
13. 放射性物質を内包する液体の漏えいの防止

上記に加え，2014 年 12 月及び 2017 年 6 月審査会合のコメント回答

○7 月 21 日（ヒアリング） （注）番号は別添資料 1 の章番号

1. 概要（1.2）
6. 想定破損評価に用いる各項目の算出及び影響評価（6.1～6.3, 6.5）
8. 地震時評価に用いる各項目の算出及び影響評価

上記に加え，2014 年 12 月及び 2017 年 6 月審査会合のコメント回答並びに 7 月 11 日（ヒアリング）コメント回答

○7 月 27 日（審査会合）

溢水影響評価全体説明（防潮堤設置ルート変更に伴う再評価部分を除く）  
2014 年 12 月及び 2017 年 6 月審査会合のコメント回答

○8 月 7 日（ヒアリング）

7 月 27 日（審査会合）のコメント回答

○8 月 10 日（審査会合）

7 月 27 日（審査会合）のコメント回答

以 上